

(登壇) 私は議案第61号道路特定財源維持に関する意見書に反対の立場で、否決を求めて討論をいたします。

道路特定財源問題は暫定税率を10年間延長し、総額59兆円もの巨額の税金を高速道路を初めとする道路整備につぎ込もうとしているものがあります。暫定税率の米子市の歳入への影響分は約3億3,000万円、うち2億5,000万円は基準財政収入額に計上されており、残る8,400万円だけが真の道路特定財源となっています。このように市町村では既に一般財源化をされており、殊さら特定財源を維持することを求めるのは筋違いと言わざるを得ません。以下3点にわたって反対理由を申し上げます。第1点目でございます。財源の配分が不透明であるということであり、特定財源としての国民負担は、世帯単位で地方は都市の3倍以上負担をしておりますが、鳥取県、宮崎県など明確な理由もなく高速道路が未整備であります。国土開発幹線自動車道建設会議、いわゆる国幹会議ですが、この会議で決まるとされておりますが、その審議実態は国会の中でほとんど審議をしていない、結果としてどこに高速道路をつくるのか、どこでどのように決まるのかさえ明らかではありません。地方はただひたすらに国土交通省へ道路をつくってくれとお願いをするしかありません。2番目として、特定財源ゆえにむだ遣いが多いという問題であります。国会審議の中で天下り公益法人が道路特定財源に群がっている実態が明らかになりつつあります。国際建設技術協会に至っては、随意契約で海外道路情報調査等を請け負い、報告書はたったの3冊、しかも9,500万円という税金をつぎ込み、内容は自動翻訳機でのたらしめの報告書、また批判を受けてそそくさと閉鎖をした高額運営費の道路情報センターなどむだ遣いは枚挙にいとまがありません。3番目として、地方で決定する仕組みが必要であるということでもあります。この米子でも既に完成をした米子バイパスから米子道への連絡橋、現在工事中の米子バイパス4車線化工事、9号線・皆生道路などの電線地中化工事など、ないよりはあった方がましという工事が税金を使って日々行われております。鳥取県が真に欲しいのは、米子―鳥取間、そして鳥取―姫路間の高速道路ではないでしょうか。さきの工事費をこの高速道路につぎ込めば何年も早く高速道路網が実現できているのではないのでしょうか。真に必要な道路を地方が決めていく仕組み、すなわち特定財源から一般財源に、そして中央集権から地方分権に、これを求めていくことが私たち地方議会に求められております。このような中、意見書にあります地方議会の側から特定財源を守れというのは自殺行為に等しいとさえ考える次第であります。

以上、反対理由を申し上げ、討論とさせていただきます。